

令和4年11月

ご利用団体 各位

千葉県福祉ふれあいプラザ

ふれあいホール

ふれあいホールの「文化利用にあたって」(11月1日以降の利用について)

平素は、当ホールの運営にあたりご高配を賜り、厚く御礼申し上げます、またウイルス感染拡大防止にご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

ウイルス感染が発症した場合、ホール消毒等による閉館の恐れがありますので感染予防に皆様のご協力をお願い申し上げます。

ご利用団体様に必ずお守りいただく事項

1. 「感染防止策チェックリスト」の各項目を満たした場合、各定員制限(以下の通り)を解除いたします。(ご参考:観客席は551席、控室1及び2は各18名、控室3は6名、ただしシャワー室のご利用はできません。)
2. 館内は、すべてマスク着用をお願いいたします。ただし、舞台上においては感染対策ができていることを条件にマスクを外すことを可とします。
3. 主催者は、参加者および来場者全員の体調をご確認ください。
参加者および来場者全員にウイルス感染もしくは濃厚接触の事実がないことを必ず確認してください。(検温等は、必ず実施し37.5℃以上の方の参加は制限してください。)
4. 主催者は、消毒用アルコール等をご持参ください。
(来場者のホール出入り際の手指消毒に使用してください。)
5. 主催者は、参加者および来場者全員の連絡先記載名簿もしくはそれに類する資料等を作成してください。(注)
6. 利用時限終了の15分前までに、清掃・使用備品の片付けを完了させ、スタッフの点検を受けてください。
7. 諸般の事情(感染症拡大防止の観点等)により、定員数またはその他制限が必要となる場合があります、速やかな対応にご協力ください。

(注)

名簿もしくはそれに類する資料等は、感染が発覚した場合の保健所提出等にご協力ください。また、感染発症の事案が発生した場合は、当ホールへご一報ください。

貸館利用条件については、今後のウイルス感染拡大状況に応じて変更がありますので、ご了承ください。変更があった際は、ホームページ等によりご案内いたします。

以上

2022/10/25 改訂